



救急出動件数 158 件
火災出動件数 5 件
(8 月末日現在)

福祉保健課 ☎ 47-5555 総合福祉センター
窓口 7 番

集団子宮がん・乳がん検診を実施

- とき 11 月 22 日(木)
受付時間
① 9 時～10 時 30 分
② 12 時 45 分～13 時 30 分
- ※受付時の混雑を防ぐため、時間差で呼び出しを行います。日程が合わない場合は、指定医療機関での個別検診をご利用ください。
- ところ 総合福祉センター多目的研修室
- 対象
・子宮がん 今年度に 20 歳以上の女性
・乳がん 今年度に 40 歳以上の女性(ただし、昨年乳がん検診を受診された方は、対象外となりますのでご注意ください)
- 定員 90 人
- ※乳がん検診は午前 50 人、午後 40 人に達した時点で申し込みを締め切ります。
- 料金
・子宮頸がん検診 1,200 円
・超音波検査(卵巣) 500 円
・HPV 検査 1,000 円
(子宮頸がんを誘発する可能性のある HPV = ヒトパピローマウイルスの感染の有無を検査)
- ・乳がん検診(マンモグラフィ) 40～49 歳 1,300 円
・乳がん検診(マンモグラフィ) 50 歳以上 1,100 円
- 申込み・問合せ 11 月 16 日(金)までに福祉保健課健康増進係へ

除雪サービスの利用希望者を受け付け

町では、自分で除雪をすることが困難な高齢の方などに代わり、緊急時の避難路を確保するために、在宅福祉事業として除雪サービス

くらしの

- 行っています。
- 対象者 病弱などの理由で除雪が困難な次の世帯の方
① 高齢者のみの世帯(おおむね 65 歳以上の方)
② 障がい者のみの世帯(身体障害者手帳の 1、2 級または体幹機能障害等の 3 級、精神障害者保健福祉手帳の 1 級、療育手帳の 1 級を有する方)
 - サービス内容
おおむね 10 cm 以上の降雪時に、玄関から公道までを除雪します。緊急避難目的以外の作業や屋根の雪下ろしについてはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - 利用料
・町村民税課税世帯 3,000 円(1 シーズン)
・町村民税非課税世帯 1,000 円(1 シーズン)
・生活保護世帯 無料
 - 利用申込期間
10 月 1 日(月)から 12 日(金)の間に申請者の印鑑をご持参のうえ、福祉保健課社会福祉係へお申し込みください。
 - ※申込期間を過ぎても随時受け付けていますので、サービスご希望の際には、ご相談ください。
 - 問合せ 福祉保健課社会福祉係

あなたも里親になりませんか

10 月は「里親月間」です。
里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活することのできない子どものために、家庭的な環境を確保し、子どもを心身ともに健やかに育てることを目的としています。
北見児童相談所では、里親を募集しています。申し込み手続きや里親制度の詳しい内容については、北見児童相談所(北見市東陵町 36-3 ☎ 24-3498)または福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

伝言板



町民課 ☎ 47-2203 役場 1 階
税の関係 ☎ 47-2193 窓口 1 番

国税の第 5 期の納期限は 10 月 31 日

国税第 5 期分の納期限は、10 月 31 日(木)です。納期内に忘れずに納めましょう。
なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

10 月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。
道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。
「不正軽油」について情報がありましたら、次までご連絡ください。

上下水道課 ☎ 47-2118 役場 1 階
窓口 5 番

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などの目的で散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

こども園父母研修会

- とき 10 月 19 日(金) 19 時～20 時 30 分
- ところ こども園うぎしつ
- 講師 ライフプロデュース彩
代表 阿部朝子氏

人の動き → 5,021 人(-7)

男 2,408 人(-3) / 女 2,613 人(-4)
世帯数 2,097 世帯(+2)

8 月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

- ・不正軽油ストップ 110 番
(フリーアクセス ☎ 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所
(北見市青葉町 6 番 6 号 ☎ 25-8684)

10 月は給与差押強化月間

オホーツク総合振興局では、納税催告に応じない滞納者に対して、預貯金・給与などの各種債権や動産などの差押えを行っています。
この取り組みを一層強化するため、10 月上旬に滞納者に対し「給与差押予告書」を交付します。

この差押予告書に同封の納付書での納税や納税相談などの連絡がない場合には、勤務先から支給される給与などの差押えを実施します。

まだ、納税がお済みでない方は、大至急納税をしてください。納税についてのご相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

- 問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所納税課(北見市青葉町 6 番 6 号 ☎ 25-8686)
- ※ホームページもご覧ください。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要なため、直接役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も忘れずに届け出を行ってください。

- 問合せ 上下水道課業務係

- 演題 自信とやる気を育む「子育てコーチング」～親にしかできない魔法の言葉かけ～
- 問合せ 認定こども園
(☎ 47-2622)

